

# 国際人権活動

2007年9月13日(木) 第89号

国連経社理特別協議資格NGO

国際人権活動日本委員会

〒170-0005東京都豊島区南大塚

2-33-10 東京労働会館 1F

tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431

e-mail:hmrigh@mx16.freecom.ne.jp

## 外務省主催

### 「社会権規約第3回政府報告作成に関する市民・NGOとの意見交換会」

## 市民・NGOから約80名が参加

8月7日(火)16時30分から、外務省講堂で開催され、市民・NGOから約80名が参加しました。日本委員会からは、鈴木亜英さん、吉田好一さん、久村信政さん、岩崎健一さん、大谷邦孝さん、高梨光恵さん、塩田哲子さん、松田順一さん、上野節子さんが参加し、鈴木、吉田、岩崎、大谷、松田さんが発言をしました。ほかに全日本年金者組合、国金発展会(福地春喜さん)、学術人権ネットワーク(細川孝さん)、人権連、全学連(大嶋委員長他1名)なども参加、発言しました。また文書での意見は、年金者組合、全学連、岩崎健一さん、人権連などが提出したとのことです。

18時30分終了予定でしたが、参加者が多いうに議事の進行も悪く、終了したのは20時半近くになり、遠方からの参加者は途中で帰らざるをえなくなっていました。

政府側からは外務省のほかに法務省、厚生労働省、総務省、文部科学省、国土交通省などから29

名が参加していましたが、質問等に応えられることが少なく(応えられる人が出席していない)、応えた内容もマニュアルどおりに読み上げているだけと思える不満の残るものでした。事前に100通もの意見文書が寄せられていたとのことですから、どのような意見・問題が出るかは予想もつくはず。きちんと応えられる人を参加させるべきではないでしょうか。それとも聞き置くだけにするつもりだったのかと、勘ぐりたくもなりました。

また、この「意見交換会」開催の公表の仕方、参加募集期間、原稿募集の期間が短すぎることに對する意見・不満・疑問なども出されました。外務省の木村人権人道課長は、「2回目の会合を検討する」、「文章での意見は、いつでも受けつける」と明言しました。

参加した学術人権ネットワークの細川孝さんから、感想が寄せられていますので、ご紹介します。

## 社会権規約「意見交換会」に参加して

細川 孝

龍谷大学、大学評価学会2006年問題特別委員会委員、  
国際人権A規約第13条の会運営委員会代表

2007年8月7日に開催された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第3回政府報告作成に関する市民・NGOとの意見交換会」に参加する機会を得た。

意見交換会は、16時半から18時半までの予定で開催された。都合で19時半までの参加となったが、その時点では、まだまだ続きそうな雰囲気であった。市民・NGO席の最前列に座ったため、全体の参加者数はつかめていないが、およそ70~80名の参加があったものと思われる。政府側は、外務省の他、財務省、総務省、法務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省から担当者が出席していた。

意見交換会は、希望する参加者が発言し、発言内容に関連する省庁が回答するという形で行われた。たしかに参加者の発言を保障するという点では、配慮したものと考えられるが、元々設定された2時

間では終了しないことは明らかであった。外務省も冒頭で、会議時間については、「柔軟に対応したい」と発言していた。

日本政府の第2回定期報告書を受けて採択された「社会権規約委員会の総括所見 日本」では、次のように記されている。「委員会はまた、締約国に対し、第3回定期報告書の作成の早い段階で非政府組織その他の市民社会の構成員と協議するよう

## 当面の日程

### ■第4回幹事会

・9月21日(金)  
18時30分~  
・東京労働会館  
6F応接室

### ■第6回代表者会議

・10月18日(木)  
18時30分~  
・東京労働会館  
5F会議室

にも奨励するものである」。

今回の意見交換会はこのような趣旨から開催されたものであり、議長（進行役）を勤めた外務省木村人権人道課長もこの点を強調していた。しかし、その実態は、何人もの参加者が指摘したように、多くの問題を抱えるものであった。「政府と市民社会の構成員との対話」ということに不慣れた日本政府の実態を垣間見た気がした。

その一方で、市民・NGOの側の発言内容は、職場における人権侵害、年金問題、在日外国人の人権、婚外子に対する差別、野宿者の問題など多岐にわたり、日本における深刻な人権状況を知ることができて、私にとって学習の場となった（ついでに言えば、このような場は、学生の教育にとっても有益であると思われる）。市民・NGOの側のネットワークが整っていればいいのに、という思いを感じつつも、市民・NGOと政府とのギャップの深さに改めて驚きを感じたところである。

さて、今回の参加は、社会権規約第13条2項（b）（c）の中等教育および高等教育における「無償教育の漸進的導入」に関しての発言を行うためであった。このテーマでは、（私が退席するまでの間に）国庫助成に関する全国私立大学教授会連合、全国大学高専教職員組合、東京地区私立大学教職員組合連合、全国大学院生協議会の大学関係の団体と市民からも発言があった。いずれも留保の撤回と高等教育予算の充実を求めるものであった。

文部科学省からは、進学者と非進学者の間の負担の公平、多数の私学の存在を根拠に留保している

という、これまでの主張が繰り返された。また、経済的格差によって生じる問題については、対応しているという発言があった。

発言のなかで、外務省人権人道課長は、第2回の意見交換会を含め、市民・NGOとの意見交換の持ち方について検討したい、と発言していた。重要な発言と受け止めたい。

平日の夕刻の（実際には時間を延長したとはいえ）2時間で、意見交換ができるわけがないだろう。

外務省にあらかじめ提出された約100通の意見を踏まえ、テーマや論点を設定し、効率的に議事を進行することもできたはずである。また、遠方からの参加者のことを考慮すれば、もっと早い時間帯に設定することも必要だろう。東京だけでなく、全国各地でも開催すべきだろう。人権に対する日本政府の姿勢の不十分さは明らかであろう。

中等教育関係者を含め、社会権規約第13条2（b）（c）の問題で、社会に対して、私たちの見解を明らかにする機会をぜひ持ちたいと思う。

今回の意見交換会は、外務省のホームページ上で公開されただけであり、無償教育の漸進的導入に先駆的に取り組んできた日本高等学校教職員組合はこの情報をつかんでおらず、意見交換会には参加できていない。わたしたちが独自にネットワークを構築し、そこに外務省や文部科学省の担当者を招き、意見交換する機会をぜひ持ちたいと思う。

## お読みになりましたか？

朝日新聞 8月9日「私の視点」に吉田好一さんの投稿

### 「冤罪根絶 拷問禁止の勧告に従え」が掲載

今年5月にジュネーブで行われた拷問禁止条約第1回日本政府報告の審査が行われました。そこに参加したNGOの活動、審査の様子、拷問禁止委員会から日本政府に出されたきびしい内容の「結論と勧告」の内容がわかりやすく書かれています。

しんぶん赤旗 8月22日～25日連載で

### 「警察と結んだ東芝思想差別」が掲載

大企業で相次ぐ事故や不祥事、社会的責任に背を向けた利益至上主義の経営姿勢と、そのための「もの言えぬ職場」が原因として指摘されています。電気産業大手の東芝で40年前から行われている警察権力と結びついた異常な職場支配の実態と労働者のたたかいを紹介しています。

以上の記事の切り抜きコピーは事務局にあります。また、東芝思想差別の記事は、「東芝の職場を明るくする会」のホームページで見ることができます。

## 晴ればれ、されど「家庭生活と仕事の両立」道遠し

### 日本航空深夜業免除裁判勝利報告集会が開かれました

日本航空は「家庭と仕事の両立」支援のためにつくられた育児介護休業法19条を逆にとり、2003年8月に「無給日」を導入し、深夜業免除を申請した客室乗務員から「仕事も賃金も奪って」、3年以上の月日がたちました。今年の3月26日に「原告勝訴」の判決を勝ち取り、確定しました。

7月26日(木)、午後2時から、大田区蒲田の「PIO」で、「日本航空深夜業免除裁判の勝利報告集会」が開かれ、国際人権活動日本委員会からは吉田好一さん、高山尚武さん、大谷邦孝さん、川崎俊二さん、松田順一さん、上野節子の6名が出席しました。原告らとともに国連人権小委員会に参加した代表委員の吉田好一さんが乾杯の音頭をとりました。

花々を飾った丸テーブルにそれぞれ参加者が座っての会で、小出亜津子事務局長や安原幸彦弁護団長の報告、参加者のスピーチ、原告の発言などもじっくりと聞け、たたかひの記録のDVDも集中して見ることができました。とても内容のあるよい会でした。原告となった当事者や支援の人たちの勝利の喜びとともに、真の「家庭生活と仕事の両立」にはまだまだ道は遠く、引き続きたたかう決意が伝わる会でした。

判決が確定した5月以降、日本航空は、協定を締結していないICCU所属(原告たちの所属している組合)の深夜業免除申請者全員に10日前後の仕事を与えて

おり、これまで「企業努力」が意図的になされていなかったことが明白になりました。原告のひとり、野崎尚美さんのフライトスケジュールは判決後は、5月が12日程度、6月は14日程度あり、月に1~2日程度の勤務しか与えられず、実質赤字賃金であった3年間の日干し状態は大きく改善されましたが、「1~4日程度の『無給日』があること、業務終了後帰宅が夜10時を過ぎてしまうことや早朝から夜遅くまで拘束されるフライトもあり、「仕事と育児の両立」という面からみれば趣旨に沿っているとは言いがたく、よりよい制度づくり、法律の見直しなどの課題や問題は引き継がれていく状況」とのことです。

弁護団の総括でも、労務の提供とその受領拒絶と認めたこと、

会社のやり方が配慮のないものと認めたこと、JALF10並みのアサインは可能と認めたこと、労使合意がなくてもJALF10並みを認めたことなどの成果とともに、育児介護休業法の「家庭生活と職業生活の両立支援」の意義・趣旨について一切判断しなかったこと、受領拒絶の正当事由に会社の主張をことごとく採用したこと、原告の提示した方策をことごとく排斥したこと、会社の配慮義務を実質的に否定したこと、などの問題点を指摘しています。

会場には「たたかってよかった」という大きな喜びと笑顔、そして時々涙もあふれ、「これからも力をあわせてがんばろう」との強い決意が満ち満ちて感動的でした。(事務局 上野節子)



原告に花束を贈呈する仲間たち



## 消防職員の団結権保障と消防力の向上をもとめて 総務省要請行動を行いました

### 消防職員ネットワーク

7月12日の午前11時から正午まで、消防職員ネットワークは、消防職員の団結権保障と消防力の向上をもとめる総務省要請行動をおこなった。菅沼宏之会長、細井郁秀副会長、江口正修副会長など7消防本部から8人が参加し、自治労連本部から柴田書記次長と江花中央執行委員が参加した。総務省からは、公務員部公務員課の菊池係長と土屋直毅主査が要請に応じた。

はじめに柴田書記次長があいさつし、菅沼会長が「消防職員の団結権にかかわる要請書」と「消防職員の団結権問題に関するILOへの報告書（2007年4月）」を菊池係長に手渡した。その際、再三のILO勧告と行政改革推進本部専門調査会での検討をふまえて、早急に消防職員に団結権を保障するように取り組んでほしいと要請の真意を伝えた。

まず、消防職員ネットワークを代表して菅沼会長が、消防職員委員会の問題点と消防職場の環境の変化を次のように説明した。

1、政府が団結権問題の代替措置と位置づけている「消防職員委員会制度」はスタートしてから10年がたち、その限界が見えてきている。消防職員委員会の審議で被服、装備、資機材などの改善はみられたが、救急隊の増隊、職員の増員、未払いになっている手当の支給などを意見提出しても消防職員委員会事務局が審議事項外扱いにしている。消防職員委員会が十分に機能しておらず、政府がいう「団結権問題の解決策」にはいたっていない。

2、テロ対策としてNBC対策（核・生物・化学兵器対策）の資機材の購入に予算が取られ、ホースなど日常的に使う資機材の更新が十分にできない。

3、消防広域化の推進が計画されているが、広域化よりも現在の消防力を高めるべきである。

細井副会長は、「ILO内部では日本の消防職員の団結権問題は長期の懸案事項になっている。1965年に日本がILO87号条約を批准してから40年余りが経過した。現在のように、政府と労働者双方が87号条約の適用状況に関する報告書をILOにいつまで

提出するというのか。すでに消防職員に団結権を保障する段階にきている。消防職員ネットワークがILOに報告したなかで述べているように、消防職員委員会では改善できないので、裁判で解決しようとの動きが全国的に起きている。これは消防職員委員会の限界を端的に表している」と、消防職員の団結権保障を早期に実現してほしいと訴えた。

要請に臨んだ役員すべてが発言した。

・消防署所の統廃合により、消防車や救急車の現場到着が遅れるという災害事案が多発している。

・予算削減により、救急車が減り、本来あるべき救急資機材が装備されていない。装備が十分であれば助けられた命を助けることができないということがある。

・広域化実施前なのに、広域化を見込んで退職者の補充をしていない。そのため、災害現場に出る人が減っている。消防力の整備指針を完全無視している。

・消防ポンプ自動車の搭乗隊員数は5人あるべきところが常時2、3人なので、消防活動に

支障をきたしている。

・消防職員委員会に意見を提出すると、昇任昇格が遅れる。

・消防職員委員会に意見を60件提出したが、すべて審議事項外扱いにされた。

・人員増を要望する意見を消防職員委員会に提出しても、事務局判断で審議事項外扱いにされる。

このような要請に対し、総務省側から「現在、行政改革本部専門調査会が消防職員の団結権をはじめとする公務員の労働3権について検討している。今年の秋には一定の見解が出る予定。消防行政や消防職員委員会にかかわる事項は消防庁に伝える」と回答があった。

最後に、消防職員ネットワークと自治労連から「職場で自由にモノが言えること、つまり、勤務条件の改善が、ひいては住民の生命と財産を守ることにつながる。それゆえ団結権保障の実現と消防力の向上に向けてご尽力いただきたい」と総務省側に伝えた。



総務省に要請をする消防職員ネットワーク

# AIGスター生命争議と 非正規労働者の現状と問題点

銀産労AIGスター生命争議団 高梨光恵

私は千代田生命に入社し、経営破綻時の凄まじさを体験。本社の新しい部所立ち上げに伴い、異動を薦められて転勤しましたが、僅か9ヶ月で長崎移転の発表。要望書を提出しましたが、会社は個人との話し合いをせず、雇用の不安を抱え、銀産労に加入しました。4年前のことです。すぐ団体交渉が始まり、年内には解決を期待していましたが、会社は交渉の最初から「この決定は上層部の決めたことで話し合いをしても何も変わらない。不服があるなら裁判で」と不誠実な対応で、やむなく東京都労働委員会へ申立を行いました。

この間、多国籍企業の人権侵害として、ジュネーブ欧州国連本部、人権小委員会での発言、国際世論へ英文で7分間のスピーチ、さらに来日した国連人権高等弁務官ルイズ・アルベールさんとの懇談で、「国連では多国籍企業の問題を重視している。積極的役割を果たす」とのコメントをいただきました。

この争議の最中、会社は解雇撤回を求める銀産労のピラに対し500万円の損害賠償裁判を起しましたが、この裁判は東京地裁・高裁とも会社の請求は全面棄却され、都労委・中労委からも救済命令が出されました。会社は4連敗です。この判決文、命令文のなかでは、解雇の不当性とともAIGスター生命は不誠実、と認めました。しかし、会社は未だ争議解決の姿勢をみせません。

私は嘱託事務員として正社員と同じように勤務してきました。違うのは30分時間が短く、4時30分終了でしたが、それは建前で遅くまで働くこともありました。仕事上では、正規よりベテランの者も多く、私自身も正規社員に仕事を教えることも多くありました。しかし、仕事上の研修時の差別、年2回のボーナス時には本当に悲しい思いをしました。何年勤めても退職金はありません。ロッカーは2人で一つ。仕事は好きですから一生懸命働いていました。しかし何か人格まで否定されていると思わざるをえない状況が、日常的にさまざまな場面に存在していました。何でも正規の半分、本当にこれでよいのでしょうか。

この働かされ方が貧困に繋がっていくと思います。解雇されてから福祉関係の生活相談に従事しました。そこでのさまざまな悲惨な状況はとても



講演する高梨光恵さん

筆舌には尽くせません。自己責任だけでは済まされない非正規の働かされ方の現状があります。

労働組合はこの現状を具体的に検証し、正規と非正規の仕事の、何が、どう違うのか、社会に問題提起していく必要があると思います。職場でのさまざまな問題を、同じ労働者として、仲間として、要求をどのように実現させていくか、身近な問題としてともに考えていただきたいと思います。

4年たち、争議解決はしていませんが、職場ではその後、一件の解雇もなく、さまざまな条件も前進しています。私のようなものでも発言していく必要性を感じています。

いま、全国の営業所等への要請宣伝活動を続けておりますが、神戸に出かけたとき、レッド・ページで解雇された5人のお年寄りの方が応援に来てくださいました。「レッド・ページもAIGも困難な闘いは共通していますが、納得できないことには一人でも発言していく大切さを実感しています」とのお言葉をいただき涙が出ました。

争議解決はこれからですが金融労連の仲間とともに、このたびは金融3争議に加えていただき、より大きな力で運動を進めることができます。闘いはこれからです。決してあきらめません。これからもご支援よろしく願いいたします。

6月23日に富山県金融共闘学習会で、高梨さんが講演した内容をまとめたものです。

## 掲示板

### < 裁判傍聴 >

- 田畑先生真相究明裁判  
・9月25日(火) 11時～11時半  
・東京地裁627法廷

### < 集会・シンポ・イベントなど >

- 国金発展会報告集会  
・9月29日(土) 14時～16時30分  
・虎ノ門パストラル本館1階「葵の間」

- 一橋出版  
「マイスタッフ争議を支える会」総会  
・10月5日(金) 18時30分～  
・文京区民センター3A

- 9・29沖縄県民大会に連帯・呼応する集会  
・9月27日(木) 18時半～21時  
・文京区民センター2A会議室  
・内用・報告/小林薫(大江・岩波沖縄戦裁判  
支援連絡会) ビデオ証言/金城重明(渡嘉  
敷島「集団自決」体験者)  
・資料代 500円

- 日弁連主催セミナー  
「国連拷問禁止委員会」 勧告を踏まえ、  
「代用監獄」廃止と刑事司法改革のために、  
何をなすべきか  
・10月2日(火) 18時～20時  
・弁護士会館17階1701会議室  
・基調報告、質疑応答、意見交換など  
・参加申し込みが必要です

- 明治乳業に争議解決を迫る  
10・5本社包囲行動 長期労働争議を解決し、食  
の「安全・安心」を守れ!  
・10月5日(金) 午後6時30分～7時  
明乳本社前抗議行動(地下鉄東西線「東陽町」  
駅下車、出口3、徒歩5分)  
東陽公園へ移動し、区役所前までデモ行進

- 10・28国民大集会 9条、くらし、  
福祉、雇用  
・10月28日(日) 午前12時30分～(11時から  
文化行事)  
・亀戸中央公園 集会後デモ行進

「9条世界会議」実行委員会が  
「自主企画」を募集しています♪  
～テーマは「私たちは、9条の考え方を  
どう生かしていくのか」～

2008年5月4日～5日、幕張メッセで開かれる  
「9条世界会議」の柱は大きく分けて3つ。ひとつはノーベル平和賞受賞者など世界の著名人を招いての「全体会」。もうひとつは、国際NGOや平和のアクションを行っている人たちを世界や日本各地から招いて行う「分科会」。

3つめの大きな柱が、「自主企画」です。このイベントが多彩でにぎやかなフェスティバルとなるための要の部分。共通テーマは「私たちは、9条の考え方をどう生かしていくのか」。広く、平和や地球の未来を考える企画ならOK。こんなことができたならおもしろそう、楽しそう、新しい そんな企画を待っています!

5月4日(日)は、イベントホールで全体会、5日に分科会及び自主企画を予定しています。

- ・「自主企画」の日時・場所  
2008年5月5日(月・祝) 午前 昼 午後  
場所は幕張メッセ 国際会議場  
ブース企画・パネル展示など。
- ・応募方法 「自主企画申請書」に必要事項を明記のうえ、郵送で申し込みください。
- ・締め切り(第1次)2007年9月25日(火)必着
- ・応募要件 くわしくは <http://whynot.jp/action/applyguide.html>

・申し込み及び問合せ先

「9条世界会議」日本実行委員会 事務局  
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場3-14-3

八達ビル2階 ピースポート気付

「9条世界会議」自主企画室

電話 03-3363-7561 ファックス 03-3363-

7562 ウェブサイト <http://whynot.jp>

電子メール <http://whynot9.jp/info/>より